

田辺市男女共同参画懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の形成の促進に資するため、田辺市男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び重要事項を審議し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員 20 人以内で組織し、委員は、学識経験を有する者等のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 懇話会の事務局は、企画部人権推進課男女共同参画推進室に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日までとする。